

国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書(令和3年度)

作成日 2021/10/11

最終更新日 2021/10/11

記載事項	更新の有無	記載欄
情報基準日	更新あり	令和3年9月30日
国立大学法人名		国立大学法人和歌山大学
法人の長の氏名		伊東 千尋
問い合わせ先		企画課 073-457-7023 kikaku@ml.wakayama-u.ac.jp
URL		https://www.wakayama-u.ac.jp/

記載事項	更新の有無	記載欄
経営協議会による確認	更新あり	<p>【経営協議会学外委員からの意見】 全般的に原則に沿った取組が実施できていると見受けられる。大学が有する情報やデータを収集・分析し、大学運営にかかる意思決定を支援する「戦略情報室」の体制強化は評価できる。今後は、その活動が大学運営にしっかりと生かされるような取り組みを進めていただきたい。また、18歳人口が減少していく中で、優秀な留学生の獲得、学生の国際的な視点や感覚を涵養するグローバル化の推進も重要である。なお、大学の広報活動については、ユニークな取り組みを実施しているが、それらの情報を多くの方々知ってもらえるような工夫も考えていただきたい。</p> <p>【本学の対応】 「戦略情報室」においては、今後、専任教員を中心に、執行部と密に連携しつつデータの収集や分析等を進め、大学運営の改善に結びつく取組を進めていきます。また、大学のグローバル化にあたっては、全学的に国際化を牽引できる体制の整備と海外大学との連携の充実を計画しています。なお、広報活動については、大学活動における様々な機会を通じて情報を積極的に発信するとともに、地域等とも連携しつつ多様な方々への情報発信に努めていきます。</p>

<p>監事による確認</p>	<p>更新あり</p>	<p>【監事からの意見】 近年、文部科学省から支給される運営費交付金の額は、年々減少してきている状況にある。和歌山大学では学長を先頭に外部資金の獲得のため懸命の努力をしているが、一方で予算を有効かつ適切に執行管理することも重要である。限られた予算を効率的に執行することは、今後の学内ガバナンスを徹底するうえでも極めて重要であるので、適切な予算管理を行うための仕組みを強化すべきである。</p> <p>また、国立大学法人法の一部改正により監事のうち少なくとも1人を常勤とすることが定められており、常勤化に伴い、常勤監事に求める人材像や選考のプロセス、常勤監事が負う職務上の責務と支払う報酬のバランス等をどのようにするのか早急に検討すべきである。</p> <p>【本学の対応】 第4期中期目標期間に向けて、学内予算の戦略的な配分と適正な執行管理を通じてより効果的な大学経営を実現できるよう、令和3年度中に予算配分の見直しを行います。また、監事の常勤化については今後検討を行います。</p>
<p>その他の方法による確認</p>		<p>特になし</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの実施状況】		
記載事項	更新の有無	記載欄
ガバナンス・コードの各原則の実施状況	更新あり	ガバナンス・コードに掲げられている原則に沿った取組は実施しています。また、前回の報告以降、新たに行った取組等について追加、修正を行いました。今後も、社会の情勢や国の施策等も踏まえながら、取組内容の検証や見直しを随時図っていく所存です。
ガバナンス・コードの各原則を実施しない理由又は今後の実施予定等		

記載事項	更新の有無	記載欄
<p>原則 1 - 1 ビジョン、目標及び戦略を実現するための道筋</p>	<p>更新あり</p>	<p>ビジョン、目標及び具体的な戦略として、和歌山大学中期計画、和歌山大学グランドデザイン2040、和歌山大学大学院改革基本方針、和歌山大学グローバル展開ビジョン2030及び和歌山大学DX推進計画を策定し、ホームページに公開している。様々な会合やイベント、訪問等を通じて地域の自治体や企業、高等学校など多様な関係者からの意見を踏まえたうえで策定を行っている。実現のための道筋としては、中期計画や年度計画の中で具体的な取組内容を掲げ、実施した内容や状況を業務報告書で公表している。</p> <p>また、エビデンスに基づく戦略策定や改革を推進するため、戦略情報室に令和3年4月から専任教員1名を配置し、IR機能の強化に取り組んでいる。</p>
<p>補充原則 1 - 2 ④ 目標・戦略の進捗状況と検証結果及びそれを基に改善に反映させた結果等</p>		<p>目標・戦略の進捗状況及び検証結果については、企画・評価委員会で「自己点検・評価報告書」や「中期目標期間に係る実績報告書」を取りまとめ、ホームページに公表している。</p> <p>また、同委員会では、自己点検・評価、外部評価又は第三者評価の結果を基に、改善が必要な事項を審議・特定のうえ、改善措置を講じており、改善結果はホームページに公表している。</p>
<p>補充原則 1 - 3 ⑥ (1) 経営及び教学運営双方に係る各組織等の権限と責任の体制</p>		<p>和歌山大学組織規則において、法人の経営に関する重要事項を審議する組織として経営協議会を、大学の教育・研究に関する重要事項を審議する組織として教育研究評議会を規定し、体制と責任を明確化したうえで大学経営及び教学運営に関する必要事項の審議を行っている。</p> <p>また、学生等の教育及び学習を総合的に支援するクロスカル教育機構、国内外の諸機関との連携による研究の促進を行う研究グローバル化推進機構、地域の自治体・企業等と連携した教育研究を通じ地域の発展に寄与するために紀伊半島価値共創基幹を設置した。各規程において組織の体制と責任を明確化し、それぞれが所掌する付属機関等の業務を総括している。</p>
<p>補充原則 1 - 3 ⑥ (2) 教員・職員の適切な年齢構成の実現、性別・国際性・障がいの有無等の観点でのダイバーシティの確保等を含めた総合的な人事方針</p>		<p>「和歌山大学における人権に関する基本理念」を定め、本学構成員が相互に人格と多様性を尊重し合い、快適に学び、働くことのできる環境を整えることとしている。</p> <p>教員人事については「教員人事に関する基本方針」により、海外からの研究者招聘など、本学の機能強化に資する人事を進めるとともに、「第3期中期目標・中期計画期間に向けた人員計画について」により新規採用は抑制的であるも、限られた財源で若手教員の確保に努めている。女性比率についても中期計画に目標値を掲げ、積極的な採用を行っている。職員人事については「職員人事の基本方針」により、専門性を高め効率を上げることと、一方で専門化による縦割りの弊害を防ぐため、若手・中堅世代には積極的なジョブローテーションを行うこととしている。</p>
<p>補充原則 1 - 3 ⑥ (3) 自らの価値を最大化するべく行う活動のために必要な支出額を勘案し、その支出を賄える収入の見通しを含めた中期的な財務計画</p>	<p>更新あり</p>	<p>県内唯一の国立総合大学として学術文化の中心としての使命と役割を担い、地域の発展に寄与する学術研究や地域創生を牽引する人材の育成を行うという大学の基本目標の実現に向け、中期計画の中で中期的な財務計画を定めている。教育研究の費用及び成果等については、毎年公表している「財務報告書（令和元年度以前は財務概要）」、事業報告書及び各学部・研究科等のホームページで公表している。「財務報告書」は財務情報に、教育・研究・社会連携などの非財務情報を組合せて整理することで、様々なステークホルダーの方々に本学の実態をご理解いただくことを目的として、令和2年度に内容を刷新し、大学の戦略や今後の計画等を新たに盛り込んだものとした。</p>

<p>補充原則1-3⑥(4)及び補充原則4-1③ 教育研究の費用及び成果等 (法人の活動状況や資金の使用状況等)</p>	<p>更新あり</p>	<p>毎年度「財務報告書(令和元年度以前は財務概要)」を作成し、大学ホームページにおいて公表している。 「財務報告書」は決算書や財務指標等の財務情報だけではなく、大学の戦略や今後の計画、また全学及び各学部・研究科別の「当該年度に取り組んだ主な事業」や教育・研究・社会連携活動の直近年度のトピック等についても記載することにより、法人の活動状況が分かりやすい資料とした。</p>
<p>補充原則1-4② 法人経営を担いうる人材を計画的に育成するための方針</p>	<p>更新あり</p>	<p>評価・質保証、グローバル化、研究を担当する副学長のポストに適任者を登用し、法人経営の一端を担わせている。 また、学長の下に全学的な新たなビジョンや方向性を検討するための組織として令和2年10月1日付で学長室を設置し、次代を担う若手・中堅の教職員を(特に教員は学長補佐に任命し)配置した。これらの教職員には、大学の将来構想、中期計画策定に関わる機会を与えることにより、国立大学法人及び本学を取巻く環境の変化への認識を深めさせ、全学的観点から計画遂行に取り組む当事者意識の醸成と、早い段階から法人経営の感覚を身に付けさせることにより、法人経営を担い得る人材を育成している。なお、業務への取組の過程や成果物作成等の折に触れ細やかに実施状況を把握し、適宜指導を行っている。</p>
<p>原則2-1-3 理事や副学長等の法人の長を補佐するための人材の責任・権限等</p>	<p>更新あり</p>	<p>地域の自治体との連携や経営力充実の観点から自治体の元幹部職員や民間企業の経営者を理事に任命したり、グローバル化や評価・質保証、研究等の分野において知識や経験が豊かな教員を副学長、学長補佐として適材適所に配置するなど、学長の意思決定や業務執行をサポートする体制を整備している。さらに、これらの補佐人材の役割を明確にしてホームページに公表している。 また、学長の下に学長室を設置し、次代を担う若手・中堅の教職員を同室に配置するなどにより、経営人材の育成・確保に取り組んでいる。</p>
<p>原則2-2-1 役員会の議事録</p>		<p>役員会は、重要事項について審議・決定を行っている。なお、必要に応じて臨時に役員会を開催するなど、適時かつ迅速な審議を行っている。さらに、役員会において十分な審議や効率的な決定が行えるよう、特に重要な案件については、役員連絡会を定期的で開催し、事前の説明や意見調整を行っている。また、教育研究評議会、経営協議会の議題については、事前に役員会で議論し調整を行っている。なお、役員会の議事録はホームページに公開している。</p>
<p>原則2-3-2 外部の経験を有する人材を求める観点及び登用の状況</p>		<p>中期目標・中期計画及び各ビジョンを実現するため、ダイバーシティの確保、グローバル化の推進、法人運営の経営的視点の充実、地域の自治体や産業界との連携などの観点から、女性、自治体幹部経験者、産業界出身者、地元企業経営者及び他の高等教育機関での勤務経験を有する者を、その経験と知識を活かせる役職(理事、副学長)に登用し、経営体制の充実を図っている。本学の人材登用の観点と登用した人材の氏名、担当する業務はホームページに公表している。</p>
<p>補充原則3-1-1① 経営協議会の外部委員に係る選考方針及び外部委員が役割を果たすための運営方法の工夫</p>	<p>更新あり</p>	<p>経営協議会の学外委員の選任に当たっては、産業や地域との連携、広報活動、高大接続という大学が取り組んでいるテーマについて助言いただけるよう、関係機関とも相談して、産業界、自治体、マスコミ、大学、高校等の関係者から学外委員を選任している。なお、ダイバーシティの観点から女性の積極的な登用に取り組んでおり、令和3年度は学外委員の50%が女性委員となっている。 また、運営方法の工夫として、議題のほかに報告等で本学の課題などを説明し、それに対して専門的知見からご意見をいただいている。</p>

<p>補充原則 3-3-1① 法人の長の選考基準、選考結果、選考過程及び選考理由</p>	<p>更新あり</p>	<p>学長選考会議は、求める学長像（基準）を定めるとともに、同基準に基づき、教育研究評議会と経営協議会から推薦された候補者に対し、ヒアリングや書面により厳正な審査を行い、学長を選考している。基準、選考の課程、選考結果等については、学長選考会議が定めた「学長像」を踏まえて最も適任であると判断した旨の選考理由を含めて公表している。なお、教職員による意向投票は行っていない。候補者推薦の際に評議会で代議員が行っている投票については見直しの検討を行っている。</p> <p>また、国立大学法人法の一部を改正する法律（令和3年5月21日法律第41号。令和4年4月1日から施行）に基づき、今後の学長選考に係る会議の在り方を検討している。</p>
<p>補充原則 3-3-1② 法人の長の再任の可否及び再任を可能とする場合の上限設定の有無</p>		<p>本学においては、新任4年と再任2年の上限6年と定めており、中期目標・中期計画の期間との関係からも適切であると考えている。なお、任期については、大学に求められるミッションの複雑化などの社会情勢の変化も踏まえ、必要に応じ適宜検討を行う。</p>
<p>原則 3-3-2 法人の長の解任を申し出るための手続き</p>		<p>学長の在任中の解任手続きに関する規程を定め、公表している。</p>
<p>補充原則 3-3-3② 法人の長の業務執行状況に係る任期途中の評価結果</p>		<p>学長選考会議において、学長の業務執行状況について確認を行うとともに、その結果を公表している。また、本人に対し、結果とともに、学長選考会議の意見も伝えている。</p>
<p>原則 3-3-4 大学総括理事を置く場合、その検討結果に至った理由</p>		<p>本学には、大学総括理事を現在置いていない。</p> <p>法人が最も経営力を発揮できる体制の在り方については検討を行っている。なお、大学総括理事については必要に応じて検討することとしている。</p>
<p>基本原則 4 及び原則 4-2 内部統制の仕組み、運用体制及び見直しの状況</p>		<p>本学が国民から負託された教育・研究・社会貢献の使命を有効かつ効率的に果たすとともに、資産を保全し財務報告等の信頼性を確保するため、内部統制規則により役員会が業務の法令等への適合、効果及び効率について統制活動を行っている。また、本学の使命達成の障害となる要因を識別し、評価分析することにより、内部統制システムの維持改善を行い、適正な法人経営を確保している。</p>
<p>原則 4-1 法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報をわかりやすく公表する工夫</p>		<p>法令に基づき、教育情報、財務諸表、自己点検・評価の結果、教員の養成の状況、法人文書の情報公開・個人情報保護に関する情報等を大学ホームページで公表している。このほか、社会連携活動について、Googleマップを活用して活動状況が地図上で視覚的に把握できるようにするなど、分かりやすい情報の公表に努めている。</p>
<p>補充原則 4-1① 対象に応じた適切な内容・方法による公表の実施状況</p>	<p>更新あり</p>	<p>入学式、卒業式、ホームカミングデー、同窓会、後援会のイベント及び自治体との面談等の様々な機会を捉えて学長や理事が大学のビジョンや戦略、取組等について説明を行い、多様な関係者との情報共有を図っている。</p> <p>また、研究者紹介や地域連携活動等の取組の情報発信を積極的に行うとともに、公表を行う際には、そのつど情報の内容や対象を踏まえ、報道発表、ホームページ、SNS、冊子の配布などの手段を選択し発信している。</p>

<p>補充原則 4 - 1 ② 学生が享受できた教育成果を示す情報</p>	<p>大学ホームページ等で、学生が身に付けるべき能力等をディプロマ・ポリシーとして、その能力等を身に付ける教育課程をカリキュラム・ポリシーとして公表している。</p> <p>学生が学修成果を享受できたかは、卒業・修了生を対象としたアンケートなどにより把握を行っており、就職・進路の状況や教員免許状取得状況（教育学部）、資格取得状況（経済学部）、企業アンケート結果（システム工学部）、学生の表彰・受賞歴（観光学部）など、各学部の特長に合わせた各種データを社会へ公表している。</p>
<p>法人のガバナンスにかかる法令等に基づく公表事項</p>	<p>■独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第22条に規定する情報 （大学概要） http://www.wakayama-u.ac.jp/about/outline/</p> <p>（財務諸表等） http://www.wakayama-u.ac.jp/about/public/fin/financial.html</p> <p>（評価・監査に関する情報） https://www.wakayama-u.ac.jp/about/public/con.html</p> <p>■医療法施行規則第7条の2の2及び同規則第7条の3に規定する情報 該当なし</p> <p>■医療法施行規則第15条の4第2号に規定する情報 該当なし</p>